

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

1. 提出書類について（郵送での受付は行っておりません）

相続登記済みの場合（土地の所有権移転登記済み）

①	☐	証明願（相続税の納税猶予に関する適格者証明書）	2 部
②	☐	特例適用農地等の明細書（別表 1）	2 部
③	☐	営農確約書	1 部
④	☐	土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）原本（発行から 3 か月以内のもので最新のもの）インターネットでの取得は不可。	1 部
⑤	☐	案内図（住宅地図のコピー等 該当農地を朱色で囲んでください。）	1 部
⑥	☐	公図の写し（発行から 3 か月以内のもので最新のもの。法務局または市課税課等で取得。該当農地を朱色で囲んでください。）インターネットでの取得は不可	1 部
⑦	☐	固定資産土地評価証明書	1 部
⑧	☐	都市計画生産緑地地区相続報告書提出済のもの 写し	1 部
⑨	☐	委任状（申出者以外の者が手続きをする場合。）	1 部

※注 1）証明願の 2（1）の「身体若しくは精神の障害又は老人ホーム等への入所の有無」欄において「有」の場合は、別表 2 も添付してください。

相続登記が済んでいない場合（土地の所有権移転未登記）は、下記の書類も添付してください。

⑩	☐	遺産分割協議書 写し	1 部
⑪	☐	法定相続人の確認ができる書類 【被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本（除籍・改製原を含む）及び相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）など】	1 部
⑫	☐	相続人関係図	1 部
⑬	☐	法定相続情報一覧図の写しで代用可（法務局で取得）	1 部

※注 2）その他、状況に応じて他の添付書類が必要な場合があります。
事前に農業委員会事務局に御相談ください。

2. 農業委員による「現地調査」について

書類の提出後に、地区担当の農業委員・事務局にて日程調整後に申請者御本人様立ち会いのもと現地調査を実施します。申請者御本人様には必ず立ち会っていただきます。なお、この現地調査の日時等を連絡するため、申請者御本人様との連絡がつながる電話番号を書類の提出時に伺います。

3. 証明書が発行されるまで

税務署への申告期限は相続発生から 10 か月です。

適格者証明の申請は毎月 25 日までです。申請書を受付けてから農業委員による現地調査を行い、農業委員会総会（翌月 20 日開催）で審議決定してから証明書が発行されます。

国分寺市農業委員会事務局

TEL 042-312-8612